

「安全・安心パトロールカー有効活用策検討部会」
における検討状況について

1 「検討部会」の設置について

(1) 設置の考え方

「安全安心パトロールカー」の有効活用策について、ICT（情報通信技術）に限らず、広く関係機関・関係団体・区民等から意見を抽出するため、「練馬区安全安心協議会」の下部組織として、標記の専門部会を設置。

(2) 設置期間

平成 20 年 6 月から平成 21 年 3 月まで

(3) メンバー

15 名（別紙名簿参照）

2 「専門部会」での検討状況

(1) 第 1 回専門部会（平成 20 年 6 月 23 日）

- ・ 現行の「安全安心パトロールカー」活用状況の説明
- ・ 昨年度検討した「防犯防火区民緊急通報システム」の検証 など

(2) 他自治体への調査（平成 20 年 7 月）

練馬区と同様、パトカーに似せた車両を所有・運用している自治体に対し、その活用状況等について調査を実施

(3) 第 2 回専門部会（平成 20 年 8 月 5 日）

- ・ 「安全安心パトロールカー」を活用した事業の変遷説明
- ・ 他自治体における活用状況報告 など
- ・ メンバーからの意見抽出

(4) アンケート調査の実施（平成 20 年 8 月）

「地域防犯防火活動実施団体」（約 250 団体）に対し、「安全安心パトロールカー」の有効活用策についての意見を求める調査を実施（集計中）

3 「専門部会」でのこれまでの主な意見

- ・ 巡回パトロール警備員への権限の付与。そのための「練馬区民の安全と安心を推進する条例」の改正も視野に入れるべき
- ・ 「安全安心パトロールカー」への搭載物や必要な台数も検討すべき
- ・ 火事や災害などのいち早い通報や、警察署・消防署からの連絡を受けて動くなど、警察署・消防署とのさらなる連携が必要。

- ・ 「安全安心パトロールカー」は緊急時の駆けつけではなく、犯罪抑止活動に特化すべき。
- ・ 安全安心パトロールカーに区民を乗せるなどして、区民の目線でのパトロールが必要。
- ・ パトロールをしていることをもっとアピールするため、放送設備を効果的に活用すべし、

4 「安全安心パトロールカー有効活用策調査委託」の実施について

(1) 調査委託の考え方

専門部会やアンケート調査において出された、「安全安心パトロールカー」有効活用策についての各種意見について集計するとともに、出された意見について具体的事業の検討を行うため、専門調査機関に対し必要な調査を委託する。

(2) 調査委託内容

- ・ 安全安心パトロールカー有効活用策に対し出された各種意見の集計および事業化の検討
- ・ 区の他の組織が導入を検討している、区民の安全安心を目的としたICT（情報通信技術）を活用した各種システムについて、「安全安心パトロールカー」への活用の可能性の検討
- ・ その他

(3) 調査委託期間

平成20年10月から平成21年3月まで

(4) 調査委託先

パシフィックコンサルタンツ(株)

※ 昨年度実施した「防犯防火区民緊急通報システム調査委託」の受託調査機関。昨年度の調査成果も踏まえて今回の調査検討をお願いする必要があるため、引き続き調査を委託する。

(5) 調査の進め方

上記調査機関に「安全安心パトロールカー有効活用策検討部会」にも出席いただき、専門部会での意見を聞きながら、並行して調査検討を行う。